

第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について

「第3次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の期間が、令和4年度（2022）末をもって終了することに伴い、次期計画（案）を策定しましたので、その概要を報告します。

1. 策定の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく行政計画であり、地域福祉の理念を具体化するために策定します。「地域福祉活動計画」は、出雲市社会福祉協議会が、地域住民や福祉事業者等と連携し福祉のまちづくりを推進するために策定します。両計画を、共通の理念や方向性に基づき一体的に策定します。

また、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業計画」を定め、分野別の支援では対応が困難な課題を抱えた人に寄り添いながら、多機関が連携して包括的な支援を行う体制を推進します。

2. 計画の期間

令和5年度（2023）から令和9年度（2027）までの5年間

3. 計画（案）の概要

【基本目標】「ぬくもりのある福祉のまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」

基本方針1 安心・快適な暮らしの推進

- ・包括的に相談を受け止め、多機関が連携して支援する体制を推進します。
- ・社会的孤立の防止、自死対策、ひきこもり等の対策に取り組みます。

基本方針2 連携・協働による福祉サービスの提供

- ・地域包括ケアシステムの推進を通じて、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制づくりを行います。

基本方針3 地域福祉の充実・強化

- ・各地区のつながりを活かした地域福祉活動への支援等を通じて、地域福祉の活性化を図ります。
- ・地域福祉に関する啓発や機会の創出等により、地域福祉活動の充実につなげます。

4. 計画策定までの経緯と今後の予定

令和4年5月～11月 地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 開催
(第1回:5月30日、第2回:9月27日、第3回:11月11日)

12月9日	市議会に計画（案）を報告
12月下旬	パブリックコメントを実施（～令和5年1月下旬）
令和5年 2月上旬	第4回地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 開催
3月	市議会に計画の確定版を報告